

個別公共事業の評価書（ダム事業）その3

平成23年8月26日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成22年7月23日改正）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成23年度予算に係る評価として、ダム関係の3事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾 小泉 俊明 市村 浩一郎

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成23年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	補助事業					3	3	2		1	
合計		0	0	0	0	3	3	2	0	1	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価結果一覧

【公共事業関係費】
【ダム事業】
【補助事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		B/C	貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)					
厚幌ダム建設事業 北海道	その他	360	686	299	2.3	<p>・厚真川では、近年でも平成4年、平成13年、平成18年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては、昭和56年8月に121戸の浸水被害が発生している。</p> <p>・平成14年6月～7月、平成19年7月～8月に37日、平成20年7月に10日の取水制限が行われている。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年現在、流域の厚真町の人口は約52千人で、人口は減少傾向にある。 ・厚真川の河川水は、かんがい用水や厚真町の水道用水として利用されているが、近年でも平成14年をはじめとしてかんがい用水の取水制限が行われている。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約39%（事業費ベース） <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、事業内容の変更に伴い平成20年に算定を行っている事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については完成まで4年を要することを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、6案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水(水道用)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・水利参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、7案の治水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水(かんがい用)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・水利参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の治水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、4案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で厚幌ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は厚幌ダム案が優位と評価した。 	継続	本省水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
駒込ダム建設事業 青森県	その他	450	709	362	2.0	<p>・堀川水系では、近年でも平成2年、平成11年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和44年8月の洪水において8,147戸、昭和52年8月においては255戸、平成11年10月の洪水において9戸の浸水被害が発生している。</p> <p>・また、漏水被害については、漏水時に瀬切れなどが発生している。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年現在、沓巻が想定される青森市の人口は約304千人で、人口は減少傾向にある。 ・漏水時には瀬切れなどが発生している。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約17%（事業費ベース） <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、平成16年12月に策定した全体計画等の事業費、工期については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費に変更がないこと、工期については完成まで概ね20年を要することを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で駒込ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は駒込ダム案が優位と評価した。 	継続	本省水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
奥戸生活貯水池整備事業 青森県	その他	90	104	98	1.1	<p>・奥戸川流域では、近年でも平成4年、平成10年に被害の大きな洪水被害が発生している。主な洪水被害としては、昭和44年8月の洪水において101戸、平成4年8月においては10戸の浸水被害が発生している。</p>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年現在、大間町の人口は約6.2千人で、人口は減少傾向にある。 ・奥戸川流域では、水道用水や農業用水について深刻な水不足となる漏水被害に見舞われていない。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約23%（事業費ベース） <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、平成20年度の水利者との基本協定締結時の事業費等について、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については完成まで概ね10年を要することを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、6案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として2,200m³/日から660m³/日に減量となることを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・水利参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の治水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果、治水対策案は河道掘削+引堤案、利水対策案は地下水取水案が優位、流水の正常な機能の維持対策案は奥戸生活貯水池が優位と評価したが、総合的な評価として奥戸生活貯水池を中止と評価した。 	中止	本省水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>おこっぺ</small> 奥戸生活貯水池整備事業 業 青森県 <small>おおままち</small> (青森県大間町)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。 目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道掘削＋引堤案、利水対策案は地下水取水案が優位、流水の正常な機能の維持対策案は奥戸生活貯水池が優位と評価したが、総合的に評価した検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)